

消表対第920号
平成28年6月28日

株式会社シンメトリー
代表取締役 細工 栄一 殿

消費者庁長官 板東 久美子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「小顔美矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成27年8月21日から平成28年1月29日までの間、自社ウェブサイトにおける別表「ウェブページ」欄記載のウェブページにおいて、例えば、「骨格自体が整うことによりお顔が小さくなります。」、「23個の頭蓋骨を歪ませている原因は首です。しっかりお顔の土台である首から矯正していきます。」、「お顔の骨のズレを整えていきます。」、「Q. どれぐらいで変化しますか？ お客様の歪み方・歪み具合により、歪みの定着具合は様々です。まずは、ご来店頂いて歪みをチェックしていきます。重度の症状でなければ、目安として6回前後で多くの方に症状の改善が見られます。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件役務の提供を6回前後受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)記載の表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社シンメトリー（以下「シンメトリー」という。）は、福岡市中央区大名二丁目1-37清水大名ビル601号に本店を置き、小顔にさせるためのエステティックの施術所の経営等の事業を営む事業者である。
- (2) シンメトリーは、「symmetry」と称する店舗において本件役務を提供しているところ、本件役務の表示内容を自ら決定している。
- (3)ア シンメトリーは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成27年8月21日から平成28年1月29日までの間、自社ウェブサイトにおける別表「ウェブページ」欄記載のウェブページ（別添写し1及び2）において、例えば、「骨格自体が整うことによりお顔が小さくなります。」、「23個の頭蓋骨を歪ませている原因は首です。しっかりお顔の土台である首から矯正していきます。」、「お顔の骨のズレを整えていきます。」、「Q. どれぐらいで変化しますか？お客様の歪み方・歪み具合により、歪みの定着具合は様々です。まずは、ご来店頂いて歪みをチェックしていきます。重度の症状でなければ、目安として6回前後で多くの方に症状の改善が見られます。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件役務の提供を6回前後受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、小顔になり、かつ、それが持続するかのようを示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成26年法律第118号。以下「改正法」という。）による改正前の景品表示法第4条第1項第1号（改正法による改正により条項番号が変更され、現在の規定は景品表示法第5条第1号）に該当する表示か否かを判断するため、改正法による改正前の景品表示法第4条第2項（改正法による改正により条項番号が変更され、現在の規定は景品表示法第7条第2項）の規定に基づき、シンメトリーに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、シンメトリーは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、シンメトリーが自己の供給する本件役務の取引に関し行った表示

は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

ウェブページ	表示内容
<p>「COURSE 小顔美 矯正 歪みを整えて、む くみスッキリ 健康的 なボディライン」 (http://symmetry.jp/ face/) (別添写し1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「骨格自体が整うことによりお顔が小さくなります。」 ・「23個の頭蓋骨を歪ませている原因は首です。 しっかりお顔の土台である首から矯正していきます。」 ・「お顔の骨のズレを整えていきます。」
<p>「Q&A」 (http://symmetry.jp/ faq/) (別添写し2)</p>	<p>「Q. どれぐらいで変化しますか？」</p> <p>お客様の歪み方・歪み具合により、歪みの定着具合は様々 です。</p> <p>まずは、ご来店頂いて歪みをチェックしていきます。</p> <p>重度の症状でなければ、目安として6回前後で多くの方に 症状の改善が見られます。」</p>



小顔美矯正

歪みを整えて、むくみスッキリ
 健康的なボディライン

Menu

- ▶ 小顔美矯正
- ▶ パーフェクトボディ
- ▶ 美脚・O脚コース
- ▶ VIPコース
- ▶ 季節限定ダイエットコース

Movie

体験・体験談動画

Point

施術のポイント

Shop

店舗案内

Q & A

よくあるご質問

Contact

お問い合わせ

Information

新着情報

Franchise

フランチャイズ



- お顔全体に歪みがある
- 二重アゴが気になる
- 目の大きさが違う
- あごの音、痛みがある
- 耳の高さが違う
- ほうれい線が気になる
- 眉の高さが違う
- タルミが気になる
- 顔がむくんでいる

小顔美矯正とはこんな施術です。

ゆがみの根本である首からしっかりと矯正することで、周
 りの方々からも変化を感じていただけます。

また、首から矯正することで顔から老廃物を流しだし、
 お体からお顔に栄養を取り入れます。

栄養が流れてくることにより、お顔にハリ、つやが出てき
 て、お肌もより美しくなります。

また骨格自体が整うことによりお顔が小さくなります。

一回目で目の大きさ、鼻の曲がり、顔の左右差がそろって
ビックリされます。



1. カウンセリング

初めてのお客様には「カウンセリングシート」をご記入していただきます。

カウンセリングシートをもとに、お悩みの症状をお伺いしていきます。

一人で悩まずに相談してください。



2. ゆがみのチェック

シンメトリー独自の方法で、眉の高さ、目の高さ、耳の高さ、口の高さ等、お客様の歪みを細かくチェックします。



3. ゆがみを教える

丁寧にお客様にもわかるように、お客様の歪みを説明していきます。また、どういう感じの顔に矯正するか、相談に応じます。



4. 首の土台を整える



小顔美矯正
Symmetry
シンメトリー

Menu

メニュー

- ▶ 小顔美矯正
- ▶ パーフェクトボディ
- ▶ 美脚・O脚コース
- ▶ VIPコース
- ▶ 季節限定ダイエットコース

Movie

体験・体験談動画

Point

強弱のポイント

Shop

店舗案内

Q & A

よくあるご質問

Contact

お問い合わせ

Information

新着情報

Franchise

フランチャイズ

23個の頭蓋骨を歪ませている
原因は首です。
しっかり顔の土台である首か
ら矯正していきます。



5. ゆがみのチェック②

首の土台を整えることにより、
歪んでいた箇所が整ってきます。
また、土台を整うことによりお
顔の中に大切な栄養(血液)が脳
に届くようになり、
クスマ・タルミ・ムクミなどが改善され、お肌もキレイに
なります。



6. 施術

お顔の骨のズレを整えていき
ます。
矯正と聞くと痛いと思われが
ちですが、施術中に居眠りさ
れる方がほとんどです。
リフトアップ効果がみられます。



7. 最終チェック

鏡を見ながら、最初と比べ
て、施術の効果を効果を一緒
に確認していきます。



8. クロージング

お客様の歪みの原因・改善方
法などを、お客様の歪み具合



小顔美矯正
Symmetry
シンメトリー

Menu

メニュー

- ▶ 小顔美矯正
- ▶ パーフェクトボディ
- ▶ 美脚・O脚コース
- ▶ VIPコース
- ▶ 季節限定ダイエットコース

Movie

体験・体験談動画

Point

施術のポイント

Shop

店舗案内

Q & A

よくあるご質問

Contact

お問い合わせ

Information

新着情報

Franchise

フランチャイズ

に応じて これからのアドバイ
ス等をお話ししていきます。



小顔美矯正のシンメトリーは、駅から近く、安心してエステがうけられます。また、小顔美矯正だけでなく、パーフェクトボディ、O脚コース、VIPコースといった、様々なメニューをご用意しておりますので、お客様のお悩みに合ったコースを提供できる、身体の美しさを応援する小顔美矯正サロンです。

電話でのご予約・お問い合わせ

0120-957-225

受付時間 9:00-21:00

小顔美矯正
Symmetry
シンメトリー

Menu

メニュー

- ▶ 小顔美矯正
- ▶ パーフェクトボディ
- ▶ 美脚・O脚コース
- ▶ VIPコース
- ▶ 季節限定ダイエットコース

Movie

体験・体験談動画

Point

強めのポイント

Shop

店舗案内

Q & A

よくあるご質問

Contact

お問い合わせ

Information

新着情報

Franchise

フランチャイズ

Q&A よくあるご質問

- ・来店時の準備等について
- ・施術内容について
- ・料金について

【来店時の準備等について】

Q.矯正を受ける際には、どのような格好がいいですか？

上下共に柔らかい素材のものであれば構いません。
当店でも清潔なTシャツ・ジャージをご用意しております。

Q.化粧は落としたほうがいいですか？

化粧はそのままOKです。
少しお顔は触っていきますので、お化粧直し等お持ち頂ければ幸いです

【施術内容について】

Q.どれぐらいで変化しますか？

お客様の歪み方・歪み具合により、歪みの定着具合は様々です。
まずは、ご来店頂いて歪みをチェックしていきます。
重度の症状でなければ、目安として6回前後で多くの方に症状の改善が見られます。

Q.施術は痛くないですか？

皆様の中には「整体に行くとバキバキ関節を鳴らされる・・・」
というイメージを持たれてる方もいらっしゃるでしょう。
当店では、そのような瞬間的な矯正は一切致しません。
1つ1つの関節をゆっくりと矯正する調整法で施術を行っておりますので、痛みはありません。
施術中に眠ってしまう方もいらっしゃいますよ。

Q.骨盤を調整すると痩せますか？

骨盤を整えると、ほとんどの方はその場でウエストのくびれが感じられます。
そして内臓の位置があがりますので、かなり痩せやすいお身体になるとは思いますが
3kg以上、減らしたい方はダイエットコースをおすすめします。

Q.1回で治りますか？

もちろん1回の施術では、歪みは定着しません。
今まで歪んだ状態で生活されてきている分、回数は重ねていきます。
ただし、1回の施術でくすみをとれる・むくみをとれてスッキリする・身体が軽くなる等、変化する部分もございますので、まずは一度ご体験ください。

【料金について】



Q.1回の施術でいくらかかりますか？

最初の体験の際は、通常のお値段よりもお安くさせて頂いております。
そして、ここシンメトリーで矯正していただけるお客様には回数券をご準備しております。
詳しくは、当店までお問い合わせください。



Menu

メニュー

- ▶ 小顔美矯正
- ▶ ハーフエクトボディ
- ▶ 美脚・O脚コース
- ▶ VIPコース
- ▶ 季節限定ダイエットコース

Movie

体験・体験談動画

Point

施術のポイント

Shop

店舗案内

Q&A

よくあるご質問

Contact

お問い合わせ

Information

新着情報

Franchise

フランチャイズ